

平成30年2月20日

## 職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、柏原市懲戒処分等の公表指針に基づき公表いたします。

### 1. 処分を受けた職員

- (1) 市民部環境対策課 主査 武田 美治（たけだ よしはる）59歳
- (2) 市民部環境対策課 非常勤（嘱託）職員 64歳

### 2. 処分日

平成30年2月20日

### 3. 処分内容

- (1) 懲戒処分 停職6カ月
- (2) 懲戒処分 譴（けん）責

### 4. 処分の理由

- (1) 地方公務員法第29条（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）及び同法第33条（信用失墜行為の禁止）違反
- (2) 地方自治法施行規程第13条（信用失墜行為の禁止）違反

### 5. 事案概要

環境対策課所属の上記職員（1）が、平成30年1月9日（火）午後3時50分ごろ、国道25号線柏原駅下りの交差点において、公用車を運転中に道路交通法違反（信号無視）を犯し、なおかつ、免許停止中にもかかわらず運転を行っていたこと（無免許運転）により、柏原警察に検挙された。

これを受けて、市として調査を行ったところ、無免許状態での複数回にわたる公用車運転が判明した。また、同乗していた職員（2）については、当該職員（1）が免許停止中であることを知った上で同乗・黙認していたことが判明した。

（1）の処分については、2月2日及び2月16日に開催した柏原市分限懲戒等審査委員会に諮り、2月20日付で処分を行った。また、（2）の処分についても、地方自治法施行規程第13条の規定に従い、同日に市長の権限により処分を行った。

### 6. 再発防止策

公用車使用時に、運行管理者（所属長）及び安全運行管理者（車両運行担当）が目視で、免許証の確認を行う。

## 7. 市長のお詫びコメント

このたび、全体の奉仕者として、各種法令等を率先して遵守し、市民の規範となるべき立場にある職員が、公務中に道路交通法違反で検挙されましたことは、極めて残念であり、市民の皆さまの信頼を著しく失墜させましたことを、深くお詫び申し上げます。

今回の行為は、地方公務員法および地方自治法施行規程に抵触し、法令違反は明白であり、公務員としてあるまじき非違行為であることから、早急に調査を行い、当該職員2人を懲戒処分としました。

今後は、二度とこのようなことが発生することのないよう、服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を図り、皆さまからの信頼回復に向け取り組んでまいります。

平成30年2月20日 柏原市長 富宅正浩

問い合わせ

柏原市政策推進部人事課

072-971-5196